【御利用上の留意点】

* 本記載例は、産業競争力強化法施行規則第11条の9にて掲げられた業務規程に記載すべき基本的事項をまとめたものです。
* 指定金融機関の指定にあたっては、行おうとする事業適応促進業務の種類や各金融機関の個別事情に応じ、追加の記載が必要となる場合もございます。
* 業務規程の作成にあたっては、以下の①、②の記載例を参考に、行おうとする事業適応促進業務の種類に応じてご作成ください。

　　　記載例①　事業適応の類型：エネルギー利用環境負荷低減事業適応

 　　　　公庫から受ける支援措置：利子補給金の支給

記載例②　事業適応の類型：成長発展事業適応
情報技術事業適応
エネルギー利用環境負荷低減事業適応

 　　　　公庫から受ける支援措置：ツーステップ・ローン

 　　　　利子補給金の支給

株式会社○○銀行事業適応促進業務規程（記載例①）

第１章　趣旨

（趣旨）

第１条　本規程は、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号。その後の改正を含む。以下「法」という。）第２１条の１９第２項の規定に基づき、法第２１条の１９第１項に規定する事業適応促進業務（以下単に「事業適応促進業務」という。）を適正かつ確実に実施するための体制、方法、その他事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施に必要な事項を定めるものである。

第２章　事業適応促進業務の実施体制に関する事項

（統括部署）

第２条　事業適応促進業務を統括する部署（以下「統括部署」という。）を、本店に置く。

２　統括部署は、事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施のための総合調整、企画・立案及び監督を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）との間で必要な連絡調整を行う。

（人員体制）

第３条　事業適応促進業務の統括部署に事業適応促進業務責任管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は統括部署の○○（例：部長、次長など）以上の者とする。

３　管理者は、事業適応促進業務を統括し、実施部店（事業適応促進業務を実施する部店をいう。以下同じ。）の監督を行うとともに、主務大臣への報告、届出等を行う。

第４条　実施部店には事業適応促進業務主任者（以下「主任者」という。）を置く。

２　主任者は実施部店の○○（例：部店長、事務所長など）以上の者とする。

３　主任者は、実施部店における事業適応促進業務を統括し、管理者への報告、調整を行う。

（監査体制）

第５条　○○部（例：監査部）は、統括部署及び実施部店における事業適応促進業務の妥当性、適切性等について、検証及び評価を行う。

（業務を行う地域）

第６条　○○（例：全ての都道府県、○○県など）において、事業適応促進業務を実施する。

（相談窓口の設置）

第７条　事業適応促進業務に係る相談窓口を、実施部店に設置する。

第３章　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

（業務の種類、限度額等）

第８条　認定事業者（法第２１条の１６第１項に規定する認定事業適応事業者（法第２１条の１３第２項第３号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）をいう。以下同じ。）が、認定計画（法第２１条の１６第２項に規定する認定事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業適応関連措置（法第２１条の１７第１項第１号に規定する認定事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金の貸付け（以下単に「貸付け」という。）に係る業務及びこれに附帯する業務を実施する。

２　認定計画ごとの貸付けの限度額は、法第２１条の１８第１項に規定する事業適応促進円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）で定める範囲内において定めるものとする。

（資金の使途、確認）

第９条　認定事業者の認定事業適応関連措置の実施に必要な資金を対象として、事業適応促進業務を実施する。

２　使途の確認は、原則として事業適応促進業務に係る全ての資金について行うこととし、併せて旧債振替になっていないことを確認する。

３　資金の使途について、認定事業者から１年に１回○○（資金使途が確認できる資料）の提出を受け、確認を行う。

（目標達成状況の確認）

第１０条　認定計画における目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号）第３項第２号イの規定による期末目標及び期中目標をいう。）に関する実施状況について、認定事業者から１年に１回○○（目標に関する実施状況が確認できる資料など）の提出を受け、確認を行う。

（審査の方法）

第１１条　事業適応促進業務を行うにあたっては、認定事業者の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、適切な審査を行う。

（貸付けに関する事項）

第１２条　貸付けは、次の各号に定めるところにより行う。

一　貸付けの方法

証書貸付を原則とする。

二　利率

一般の金融情勢に応じ、公庫からの利子補給金の支給（法第２１条の１７第１項第２号の規定による利子補給金の支給をいう。）を受けていることも踏まえて利率を定める。

三　償還期限

７年以上とする。

四　償還の方法

ア　元金均等償還又は一括償還とする。

イ　償還にあっては、据置期間を設けることができる。

五　担保・保証

○○（例：当行）内所定の基準によるものとする。

六　認定取消時の繰上弁済

法第２１条の１６第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、当該認定計画に基づき貸付けた資金について当該認定計画にかかる事業者に対して繰上弁済を求めるとともに、繰上弁済補償金（その計算方法等は別途定める。）を徴収するものとする。

（重複利用防止策）

第１３条　事業適応促進業務の実施にあたっては、認定事業者から、同一の認定計画に係る指定金融機関からの事業適応促進業務の利用額を合計して、実施方針で定める限度額の範囲内で事業適応促進業務を利用している旨の確認書を徴求することとする。

（業務の委託）

第１４条　事業適応促進業務の実施にあたっては、他の金融機関等に対し、その業務の一部を委託することができる。

1. 公庫から受ける利子補給金の支給の内容に関する事項

第１５条　事業適応促進業務を実施するため、公庫から利子補給金の支給を受ける。

２　公庫と締結した協定に基づき利子補給金の支給を受け、事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施を行う。

３　公庫による利子補給金の支給に関しては、協定で定める事項を遵守し、適切に対応する。

1. 債権及び資料の管理に関する事項

（債権の管理・回収方法）

第１６条　事業適応促進業務において取得した債権は、原則として、事業適応促進業務を実施した実施部店において管理する。

２　実施部店は、事業適応促進業務において取得した債権については、帳簿上他の資産と区分して管理を行うこととする。

（資料の管理）

第１７条　統括部署及び実施部店は、法第２１条の２３に規定する帳簿、事業適応促進業務に係る契約書類、債務者の審査に要した資料その他事業適応促進業務を実施するために要した資料について、適切に管理を行うこととする。

２　前項の資料は、事業適応促進業務に係る債務者との取引終了後５年間は保存することとする。

株式会社○○銀行事業適応促進業務規程（記載例②）

第１章　趣旨

（趣旨）

第１条　本規程は、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号。その後の改正を含む。以下「法」という。）第２１条の１９第２項の規定に基づき、法第２１条の１９第１項に規定する事業適応促進業務（以下単に「事業適応促進業務」という。）を適正かつ確実に実施するための体制、方法、その他事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施に必要な事項を定めるものである。

第２章　事業適応促進業務の実施体制に関する事項

（統括部署）

第２条　事業適応促進業務を統括する部署（以下「統括部署」という。）を、本店に置く。

２　統括部署は、事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施のための総合調整、企画・立案及び監督を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）との間で必要な連絡調整を行う。

（人員体制）

第３条　事業適応促進業務の統括部署に事業適応促進業務責任管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は統括部署の○○（例：部長、次長など）以上の者とする。

３　管理者は、事業適応促進業務を統括し、実施部店（事業適応促進業務を実施する部店をいう。以下同じ。）の監督を行うとともに、主務大臣への報告、届出等を行う。

第４条　実施部店には事業適応促進業務主任者（以下「主任者」という。）を置く。

２　主任者は実施部店の○○（例：部店長、事務所長など）以上の者とする。

３　主任者は、実施部店における事業適応促進業務を統括し、管理者への報告、調整を行う。

（監査体制）

第５条　○○部（例：監査部）は、統括部署及び実施部店における事業適応促進業務の妥当性、適切性等について、検証及び評価を行う。

（業務を行う地域）

第６条　○○（例：全ての都道府県、○○県など）において、事業適応促進業務を実施する。

（相談窓口の設置）

第７条　事業適応促進業務に係る相談窓口を、実施部店に設置する。

第３章　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

（業務の種類、限度額等）

第８条　認定事業者（法第２１条の１６第１項に規定する認定事業適応事業者をいう。以下同じ。）が、認定計画（法第２１条の１６第２項に規定する認定事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業適応関連措置（法第２１条の１７第１項第１号に規定する認定事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金の貸付け（以下単に「貸付け」という。）に係る業務及びこれに附帯する業務を実施する。

２　認定計画ごとの貸付けの限度額は、法第２１条の１８第１項に規定する事業適応促進円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）で定める範囲内において定めるものとする。

（資金の使途、確認）

第９条　認定事業者の認定事業適応関連措置の実施に必要な資金を対象として、事業適応促進業務を実施する。

２　使途の確認は、原則として事業適応促進業務に係る全ての資金について行うこととし、併せて旧債振替になっていないことを確認する。

３　資金の使途について、認定事業者から１年に１回○○（資金使途が確認できる資料）の提出を受け、確認を行う。

（目標達成状況の確認）

第１０条　認定計画における目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号）第３項第２号イの規定による期末目標及び期中目標をいう。）に関する実施状況について、認定事業者から１年に１回○○（目標に関する実施状況が確認できる資料など）の提出を受け、確認を行う。

（審査の方法）

第１１条　事業適応促進業務を行うにあたっては、認定事業者の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、適切な審査を行う。

（貸付けに関する事項）

第１２条　貸付けは、次の各号に定めるところにより行う。

一　貸付けの方法

証書貸付を原則とする。

二　利率

一般の金融情勢に応じ、公庫からの資金調達の費用等を勘案し利率を定める。ただし、公庫からの利子補給金の支給（法第２１条の１７第１項第２号の規定による利子補給金の支給をいう。）の対象となる貸付けにあっては、公庫からの利子補給金の支給を受けていることも踏まえて利率を定める。

三　償還期限

５年以上とする。ただし、公庫からの利子補給金の支給の対象となる貸付けにあっては、７年以上とする。

四　償還の方法

ア　割賦償還（公庫からの利子補給金の支給の対象となる貸付については、元金均等償還に限る。）又は一括償還とする。

イ　償還にあっては、据置期間を設けることができる。

五　担保・保証

○○（例：当行）内所定の基準によるものとする。

六　認定取消時の繰上弁済

法第２１条の１６第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、当該認定計画に基づき貸付けた資金について当該認定計画にかかる事業者に対して繰上弁済を求めるとともに、繰上弁済補償金（その計算方法等は別途定める。）を徴収するものとする。

（重複利用防止策）

第１３条　事業適応促進業務の実施にあたっては、認定事業者から、同一の認定計画に係る指定金融機関からの事業適応促進業務の利用額を合計して、実施方針で定める限度額の範囲内で事業適応促進業務を利用している旨の確認書を徴求することとする。

（業務の委託）

第１４条　事業適応促進業務の実施にあたっては、他の金融機関等に対し、その業務の一部を委託することができる。

第４章　公庫から受ける貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項

第１５条　事業適応促進業務を実施するため、公庫から貸付け及び利子補給金の支給を受ける。

２　公庫と締結した協定に基づき貸付け及び利子補給金の支給を受け、事業適応促進業務の適切かつ円滑な実施を行う。

３　公庫から受ける貸付け及び利子補給金の支給に関しては、協定で定める事項を遵守し、適切に対応する。

第５章　債権及び資料の管理に関する事項

（債権の管理・回収方法）

第１６条　事業適応促進業務において取得した債権は、原則として、事業適応促進業務を実施した実施部店において管理する。

２　実施部店は、事業適応促進業務において取得した債権については、帳簿上他の資産と区分して管理を行うこととする。

（資料の管理）

第１７条　統括部署及び実施部店は、法第２１条の２３に規定する帳簿、事業適応促進業務に係る契約書類、債務者の審査に要した資料その他事業適応促進業務を実施するために要した資料について、適切に管理を行うこととする。

２　前項の資料は、事業適応促進業務に係る債務者との取引終了後５年間は保存することとする。